

最低制限価格の一部変更について

令和8年8月

令和8年4月1日より一般業務委託において、最低制限価格制度を導入しています。
このたび、制度運用の実態を踏まえ、令和8年8月1日以降に通知する指名競争入札について、以下のとおり取扱いを変更いたしますのでお知らせします。

記

○最低制限価格の設定対象について

1 変更内容

最低制限価格を設定しない入札に不動産評価・鑑定業務のほかに新たに「計画策定業務」を追加する。

2 変更理由

計画策定業務については、各請負業者の専門性や創意工夫による作業方法の多様性が高く、入札金額に幅が生じやすい特性がある。
また、当該業務においては、競争原理が適正に働いており、安価な受注であっても品質が直ちに低下するものではないと判断したことから、より柔軟な入札を実施するため、最低制限価格の適用から除外することとする。

3 本宮市最低制限価格事務取扱要領の新旧対照表

新	旧
(設定対象) 第2条 最低制限価格を設定する入札は、設計金額が130万円以上の競争入札による工事又は業務委託に係るものとする。ただし、次の事項のいずれかに該当する場合を除く。 (1)・(2) (略) (3) <u>不動産評価・鑑定業務・計画策定業務</u> の競争入札を行うとき。	(設定対象) 第2条 最低制限価格を設定する入札は、設計金額が130万円以上の競争入札による工事又は業務委託に係るものとする。ただし、次の事項のいずれかに該当する場合を除く。 (1)・(2) (略) (3) 不動産評価・鑑定業務_____の競争入札を行うとき。

4 適用

令和8年8月1日以降に通知する指名競争入札について適用する。